

# 子育て支援医療費助成事業が 令和3年4月診療分から変わります！

**18歳3月31日までの子どもの医療費を無料にします。**

南山城村では、保護者の方々とともに、健やかに子どもを生み育てる環境づくりをすすめるため、子育て支援医療費助成事業を行っています。

中学校卒業後の4月1日以降でも、新たに交付された受給者証を受診の際に提示していただくことで、窓口での自己負担分を支払う必要がなくなりました。令和3年4月診療分からの京都府内の医療費（歯科・調剤を含む、保険適用分）が無料となります。

## ◆今までの子育て支援医療

0歳～満15歳になって最初の3月31日までの  
子どもの医療費が無料

## ◆令和3年4月からの子育て支援医療

0歳～満18歳になって最初の3月31日までの  
子どもの医療費が無料

## 給付を受けるには

◆毎年3月に有効期限を迎える児童宛に、新しい受給者証を郵送します。  
令和3年4月1日からお使いください。

## 府外の医療機関等を受診の場合

◆受給者証が有効となるのは京都府内の医療機関等に限定されます。府外の医療機関等を受診された場合は、次のとおりです。

①医療費を支払って、領収書を受け取る。

②領収書を持って役場窓口に申請を申し出る。

③該当する制度の医療費助成金交付請求書（窓口にてお渡しします。）に記入・押印する。

申請の期限は5年以内ですが、医療給付の時効やその他各種法律に基づいた、適切な医療給付や福祉医療費の助成を受けるため、できる限り**2年以内**に申請していただきますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

## 窓口・お問い合わせ先

南山城村役場 保健福祉課※ 電話 0743-93-0104（直通）

※令和3年4月より保健医療課に変わります。